

平成 26 年 4 月に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る疫学調査報告書の概要について

平成 26 年 10 月
高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム

1 平成 26 年 4 月に発生した高病原性鳥インフルエンザの概要

平成 26 年 4 月 13 日、高病原性鳥インフルエンザ(H5N8 亜型)が熊本県下の肉用鶏農場で発生した。高病原性鳥インフルエンザの国内発生としては、2010 年 11 月から 2011 年 3 月にかけて発生した H5N1 亜型のウイルスによる流行以来、3 年ぶりのこととなった。

今回の事例では、現場における早期発見、通報がなされ、それに続く殺処分等の防疫対応についても関係者の協力もあり迅速になされ、発生は 1 件に抑えられた。

2 分離されたウイルスの特徴

(1) ウイルスの遺伝的性状

今回、分離されたウイルスは、平成 26 年 1 月以降に韓国で続発している高病原性鳥インフルエンザ (H5N8 亜型) ウイルスと、遺伝的に非常に近縁であった。

(2) ウイルスの病原性

感染実験の結果、あひる (カモ類) に対する感染性は高いが、感染しても明らかな臨床症状を示さず、死亡個体は認められなかった。一方、鶏に対しては、感染性は低いが、感染が成立した場合、致死的であることが確認された。

3 我が国への侵入経路・侵入時期

(1) 人や物を介した侵入

海外からの人や物を介して農場に直接ウイルスが持ち込まれたことを示唆する事実は認められなかった。

(2) 野鳥を介したウイルスの侵入

① ウイルスの侵入経路

熊本で分離されたウイルスの病原性や遺伝的性状から、韓国からカモ類等の野鳥を介して日本にウイルスが侵入し、国内の野鳥でウイルスが保持されていた可能性が考えられる。

② ウイルスの侵入時期

今回の発生時期を考慮した場合、越冬期及び越冬を終えたカモ類等の渡り鳥が九州から朝鮮半島さらに大陸へと北上す

る春の渡りの期間に国内にウイルスが侵入した可能性がある。これらの期間に、韓国からウイルスに感染した渡り鳥が日本に飛来し、ウイルスを持ち込んだとすれば、通常の渡りの方向と矛盾が生じる。しかしながら、本年は韓国国内で大雪の発生があり、これらの気象の変化や偶発的な事象等により、この時期には通常見られない朝鮮半島から日本へ野鳥の飛来によって、ウイルスが持ち込まれた可能性は否定できない。

4 農場への侵入経路

(1) 野鳥を介した侵入

聞き取り調査では、鶏舎内で野鳥が確認されたことはなかったが、防鳥ネット・金網や鶏舎の一部破損等が確認されたことから、小型の野鳥が鶏舎内に侵入することは可能であり、これらの小型野鳥が鶏舎内にウイルスを持ち込んだ可能性は否定できない。

(2) 野生動物を介した侵入

今回の発生農場においては、鶏舎内に殺鼠剤を置くなどの野生動物対策を講じていたが、鶏舎の側面にはネズミ等の小型動物が出入り可能な隙間が見られたこと等から、ネズミ類が鶏舎内にウイルスを持ち込んだ可能性は否定できない。

5 提言

今回の現地調査を含めた疫学調査等の結果に基づき、今後の発生予防の取組みについて以下に提言する。

(1) 家きんの健康観察及び早期通報

今回の事例では、現場における早期発見、早期通報及び迅速な防疫対応が行われたため、周辺農場へ拡大することなく早期のまん延防止につながったと考えられた。このことから、日頃の鶏等の健康観察の実施とともに、異状が見られた場合の早期通報は、非常に重要である。

(2) 野鳥・野生動物によるウイルスの侵入防止対策

防鳥ネット等の破損が確認された場合は、これらを修繕するなど適切な対策を講じる必要がある。

(3) 防疫対策の再徹底

冬の渡り鳥が国内に滞在する 10 月から5月までは本病の発生予防対策の一層の強化に努めることが重要である。

(4) 情報収集

今後とも、周辺国の発生状況等を注視し、常に警戒を怠らないことが必要である。